③実質公債費比率

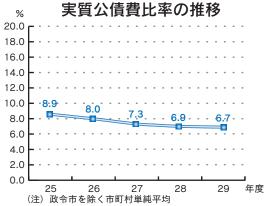
県内市町村(政令市除く)の実質公債費比率(単純平均)は、前年度から0.2ポイント減の6.7% となっています。早期健全化基準・財政再生基準以上となる団体はありません。

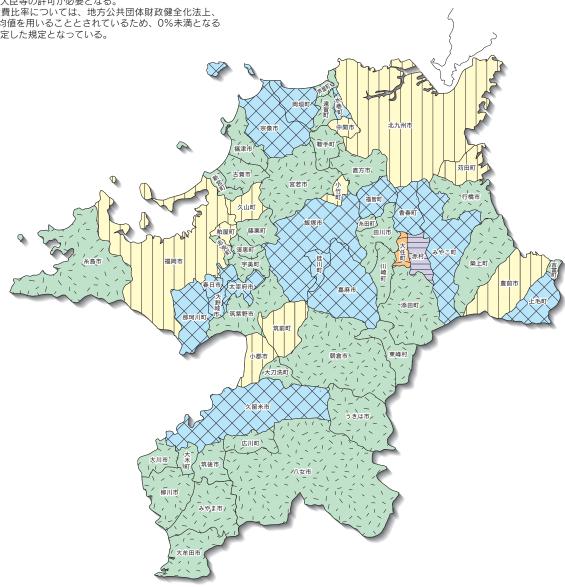
実質公債費比率の状況(平成29年度)

| 区分 | 団体色 | 団 体 数 | | | | |
|----------|--------|-------|-----|-----|----|--|
| | | 政令市 | 26市 | 町 村 | 計 | |
| 25%以上 | // // | | | | 0 | |
| 18~25%未満 | | | | | 0 | |
| 15~18%未満 | ~~ | | | 1 | 1 | |
| 10~15%未満 | | 2 | 3 | 5 | 10 | |
| 5~10%未満 | < 41 A | | 16 | 17 | 33 | |
| 0~5%未満 | | | 7 | 8 | 15 | |
| 0%未満 | | | · | 1 | 1 | |

(注1) 実質公債費比率が18%以上となる団体については、起債に当

(注1) 美貴公債賃氏率が10%以上となる団体にづいては、起債に当たり総務大臣等の許可が必要となる。 (注2) 実質公債費比率については、地方公共団体財政健全化法上、 3ヶ年平均値を用いることとされているため、0%未満となる ことも想定した規定となっている。







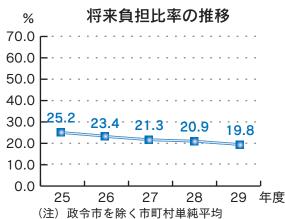
④将来負担比率

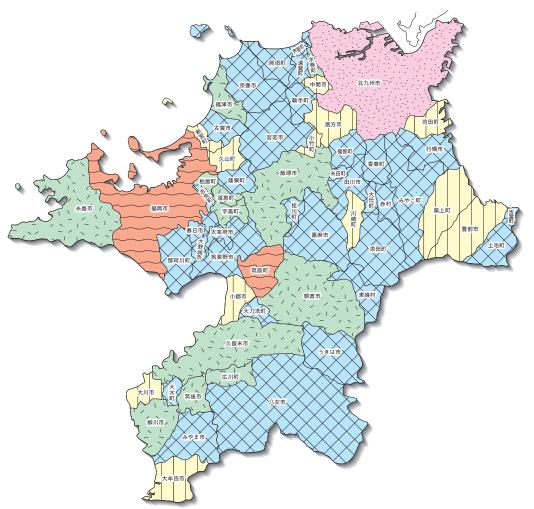
県内市町村(政令市除く)の将来負担比率(単純平均)は、前年度から1.1ポイント減の19.8%となっています。早期健全化基準以上となる団体はありません。

将来負担比率の状況(平成29年度)

| 区分 | 団体色 | 団 体 数 | | | | |
|------------|-------|-------|-----|-----|----|--|
| | | 政令市 | 26市 | 町 村 | 計 | |
| 200%以上 | // // | | | | 0 | |
| 150~200%未満 | | 1 | | | 1 | |
| 100~150%未満 | | 1 | | 1 | 2 | |
| 50~100%未満 | | | 6 | 6 | 12 | |
| 0.1~50%未満 | (1) | | 7 | 5 | 12 | |
| _ | | | 13 | 20 | 33 | |

(注) 「一」は、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が多額なこと等によって、将来負担比率が算定されない場合である。





⑤資金不足比率

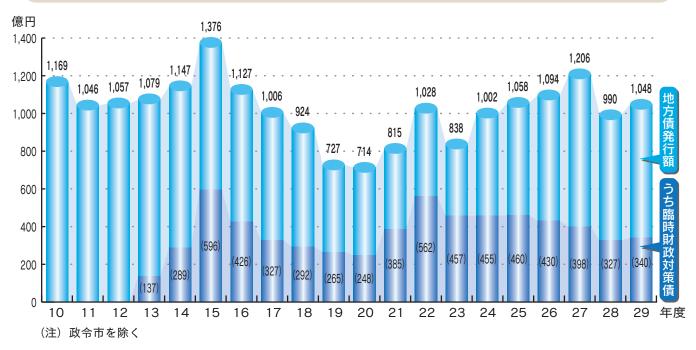
県内市町村(政令市除く)の1つの公営企業会計で資金の不足額が生じ、経営健全化基準以上となっています。



5 債務と積立

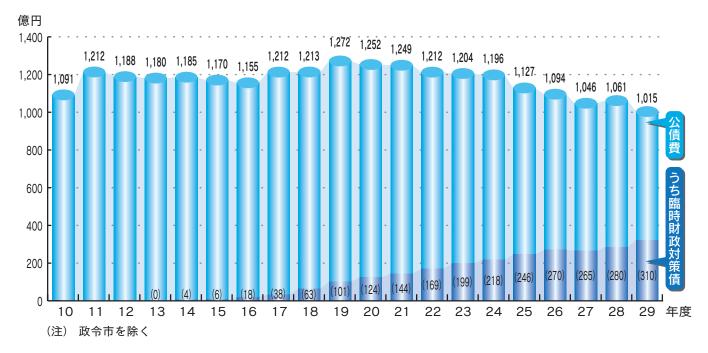
(1) 地方債発行額の推移

地方債発行額は、平成23年度に減少しましたが、緊急防災・減災事業債等の増により平成24年度から増加に転じました。平成28年度は合併特例事業債等の減により大きく減少しましたが、平成29年度は災害復旧事業債や教育・福祉施設等整備事業債等の増により再び増加しています。



(2) 公債費の推移

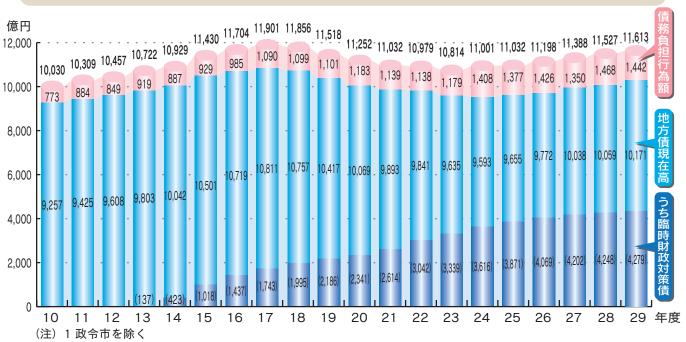
公債費(元利償還金)は、平成19年度をピークに減少傾向にあり、平成29年度は前年度と比べ約46 億円の減となっています。





(3) 地方債現在高と債務負担行為額の推移

平成29年度末の地方債現在高と債務負担行為額を合わせると1兆1,613億円にものぼりますが、ピーク時の平成17年度と比較すると、約288億円の減となっています。



- 2債務負担行為額は、翌年度以降支出予定額である。
- 3 「公債費」には利子を含み「現在高」には利子を含まないため、 前年度現在高+当年度発行額-当年度償還額(公債費)=当年度現在高とはならない。

(4) 積立金現在高の推移

積立金現在高は、平成14年度以降減少していましたが、平成20年度から増加傾向に転じています。





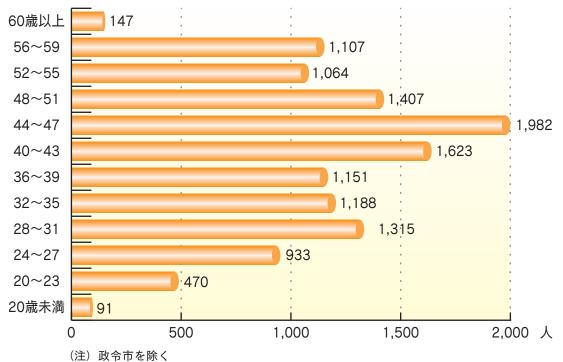
6 職員数の状況

(1) 職員数の推移

10年以上減少し続けていた市町村職員数は、平成29年に増加に転じ、平成30年4月1日現在で、約1万8千人となっています。



一般行政職年齢別職員構成(平成30年4月1日現在)



(エ) 以下 (1) で (ボーン は) 以下 (1) で (1) と (1)

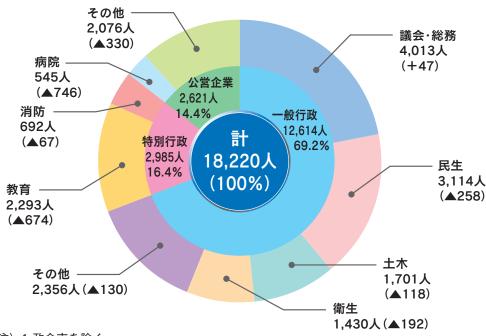


(2) 部門別職員数の状況

市町村職員数を部門別に平成20年とその増減を比較すると、教育、病院などで職員数が大幅に減少しており、全体としても約11.9%の減となっています。

また、平成30年の部門別職員数の状況は、総務、民生、土木等の一般行政が全体の約69.2%、教育、 消防で全体の約16.4%を占め、残りの約14.4%が公営企業の職員となっています。

部門別市町村職員数(平成30年4月1日現在)



(注) 1 政令市を除く

出典:平成30年地方公共団体定員管理調査(平成30年4月1日現在)

2()内は平成20年4月1日~平成30年4月1日の部門別市町村職員数の増減を示している。

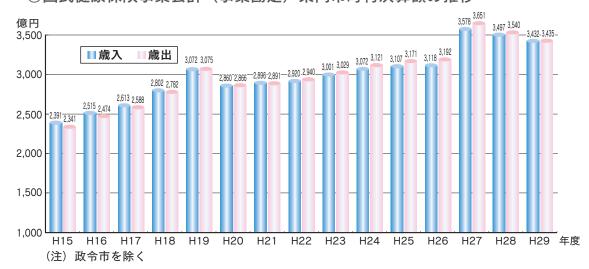
7 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計は、一般会計(普通会計)とは区分されており(P7参照)、連結実質赤字比率の算出基礎の一つとなります。

その歳入・歳出の決算額は、平成27年度をピークに減少していますが、平成22年度から8年続けて 赤字となるなど、厳しい運営状況が続いています。

※なお、平成20年度の決算額は、後期高齢者医療制度の導入に伴い、歳入は保険料が減、歳出は老人保健拠出金が減になったこと 等により、それぞれ前年度から減少しました。

○国民健康保険事業会計(事業勘定)県内市町村決算額の推移





8 地方公営企業

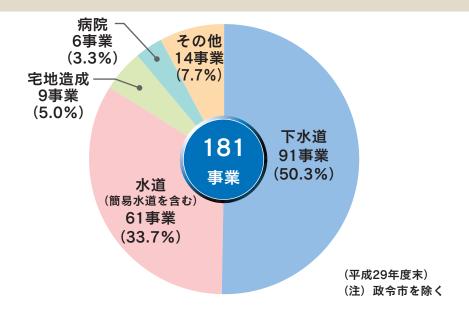
(1) 地方公営企業の役割

地方公営企業は、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業であり、上下水道事業、病院事業、交通事業などがその代表的なものです。

これらの企業は、住民の生活水準の向上を図る上で大きな役割を果たしており、特に上下水道事業については、そのほとんどが地方公営企業によって行われています。

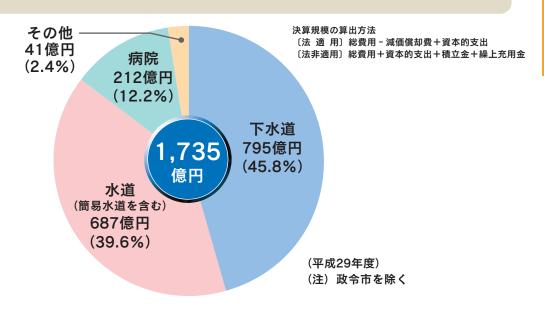
(2) 事業数

事業数は、181事業であり、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、 宅地造成事業、病院事業の順になっています。



(3) 決算規模

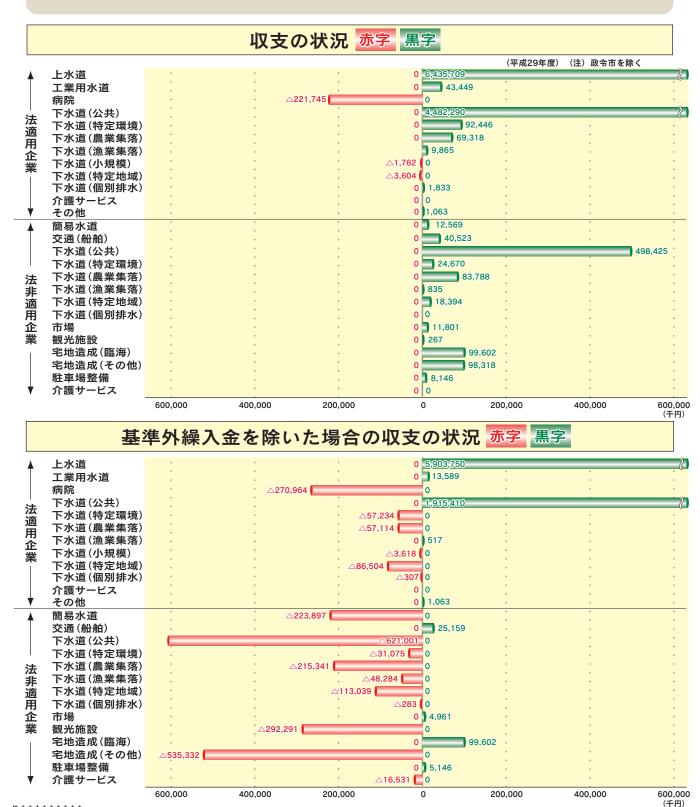
決算規模は、1,735億30百万円で、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業の順になっています。





(4) 経営状況

平成29年度における収支の状況を事業別に見ると、法適用企業は上水道、工業用水道、下水道(小規模及び特定地域を除く)、介護サービス事業が黒字、法非適用企業は全事業が黒字となっています。 しかしながら、基準外繰入金を差し引いた実質的な収支の状況は、多くの事業で赤字となっています。 地方公営企業の経営は、財やサービスの対価としての料金収入により運営する独立採算が原則であり、 他会計からの基準外繰入金に頼らず経営を維持していく努力が必要です。



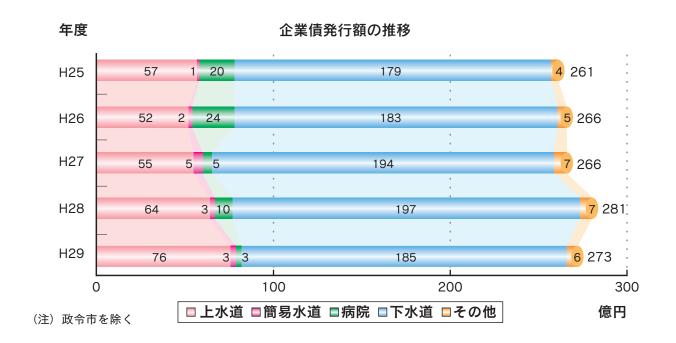


(注)収支額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支による。 ※地方公営企業法の適用を受ける事業を「法適用企業」、適用を受けない事業を「法非適用企業」という。

(5) 企業債の状況

① 企業債発行額

平成29年度における企業債発行額は約273億円であり、前年度に比べ約8億円の減となっています。



② 企業債残高

平成29年度末の企業債残高は約5,730億円と、減少傾向にあります。





9 今後の課題

(1) 統一的な基準による地方公会計の活用

住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、現金主義会計を補完するものとして、発生主義会計に基づく財務書類等の開示が推進されてきました。平成26年には「統一的な基準」による地方公会計の整備方針が示され、その後の総務大臣からの要請により、県内市町村においても、当該基準による財務書類等が作成されたところです。

今後は、財務書類や固定資産台帳の作成だけではなく、それをわかりやすく公表するとともに、資産管理や予算編成、行政評価等への活用が期待されています。また、その活用については、財務書類等をどのように活用するのかという視点で考えるのではなく、地方公共団体が抱える様々な課題を解決するにあたって、参考となる客観的な根拠の1つとして、地方公会計により得られる情報を利用するという視点で考えることが重要となります。

地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書概要

1 地方公会計の活用に向けて

- ・地方公会計については、整備の段階から活用の段階へステージが変わってきているが、適切に固定資産台帳を更新し、財務書類を適切に作成する ことが前提。その上で、財務書類及び各種指標の類似団体比較、経年比較等により、多面的に状況を分析することが可能となる。
- ・これらの情報を課題の解決に向けたプロセスにおいて利用することにより、適切な判断が行うことができるようにすることが重要。

2 財務書類等の適切な作成のために

- (1) 固定資産台帳の更新
- ・東京都、浜松市、習志野市、宇城市、和光市の固定資産台帳の更新実務の実例を参考に、新たに取得した資産の登録や支出に関連しない除却等の 確認方法、更新のスケジュール等について、具体的な取組方法を整理。
- (2) 固定資産台帳の公表
- ・民間事業者のヒアリングを踏まえ、公有財産の利活用等を提案する側としても、固定資産台帳の情報は有用であること、公表にあたっては編集可能なデータ形式が望ましいこと等を確認。利活用したい資産がある場合には、固定資産台帳の公表と併せて、その意向等を示すことが有効。
- (3) 財務書類の適切な作成に資するチェックリスト
- ・統一的な基準に沿って財務書類が正確に作成され、資産負債内訳簿等の金額と整合性がとれていること等を確認するためのチェックリストを整理。

3 財務書類等の見方及び分析方法について

- (1) 財務書類の見方
- ・財務4表のそれぞれについて、地方公共団体特有の制度を踏まえ、注目すべき勘定科目や併せて確認すべき附属明細書、注記の記載とその意味、 財務書類には計上されていない資産の存在等分析に当たって留意すべき事項等を整理。
- (2) 指標等による分析
- ・財務書類等のデータから得られる主な指標の算出方法と、その数値から得られる情報及び留意事項等について整理。なお、財務書類及び指標については、経年比較や類似団体の比較により分析することが有効。
- ・事業別・施設別等のセグメント分析に必要な費用の配賦基準等については今後の検討課題。
- (3) 事例
- ・11事例について活用に至るまでのプロセス等に沿って整理。

4 その他

- ・地方公共団体の職員に対する人材育成が極めて重要。総務省が行っている研修については活用に向けた取組を習得できる内容への転換や充実が望まれる。
- ・実務の進捗を踏まえ、「統一的基準による地方公会計マニュアル」の各手引き等を改正。

出典: 「地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書(概要)」(平成30年3月公表)

地方公会計の情報を用いて分析を行うことによって、財政運営上の課題を発見することは可能ですが、それが課題の解決に直結するわけではないことには留意が必要です。

地方公共団体が抱える課題を解決するためには、①課題の抽出、②課題の要因分析、③課題への対応策の 検討、④課題への対応策の実施、⑤課題の解決といったプロセスを経ることが想定され、それぞれのステー ジにおいて地方公会計の情報を利用することにより、より適切な判断や行動を行えるようにしていくことが 重要です。



従来の決算統計に基づく財政指標や健全化指標等の指標に加え、財務書類のデータ等による指標を分 析することにより、当該地方公共団体の財政状況を多角的に分析することが可能となります。

これらの指標は、経年で比較することや類似団体と比較することにより、全体のおおまかな傾向を把 握するのに有効ですが、単年度に発生した取引の影響で大きく数値が変動する場合があることなどか ら、必ずしも地方公共団体の状況が正確に反映されていない場合もあることに留意が必要です。

住民等のニーズ 分析の視点 指標

資産形成度

将来世代に残る資産はどのくらいあるか

- ▶住民一人当たり資産額
- 有形固定資産の行政目的別割合
- ▶歳入額対資産比率
- ▶有形固定資産減価償却率

世代間公平性

将来世代と現世代との負担の分担は適切か

- 純資産比率
- 社会資本等形成の世代間負担比率

持続可能性 (健全性)

財政に持続可能性があるか (どのくらい借金があるか)

- ▶住民一人当たり負債額
- > 基礎的財政収支
- ▶債務償還可能年数

効率性

行政サービスは効率的に提供されているか

- ▶住民一人当たり行政コスト
- ▶性質別・行政目的別行政コスト

自律性

歳入はどのくらい税金等でまかなわれているか (受益者負担の水準はどうなっているか)

受益者負担の割合

出典:「地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書」(平成30年3月公表)

(2) 公営企業会計の適用の推進について

公営企業の財務は、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計について、事業の特性や規模等を考慮 し、すべての事業に適用してはおらず、地方公共団体が任意(条例)でその適用を決定しています。 現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増 す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに

公営企業会計の適用関係 (地方公営企業法)

水道事業 工業用水道事業 軌道事業 自動車運送事業 鉄道事業 業 建 京 雷 ガス事業

病院事業

簡易水道事業 下水道事業 船舶事業 港湾整備事業 市場事業 と畜場事業 粗光重堂 宅地造成事業 筀

①地方公営企業法全部適用

財務(公営企業会計)、組織、職員の身分取扱い 等、法の規定のすべてが当然に適用される

的確に取り組むために、公営企業会計の適用が推進されています。

②地方公営企業法一部適用

財務(公営企業会計)規定のみ適用される ------(各団体の判断ですべて適用することも可能)

③地方公営企業法任意適用

各団体の判断で、法の全部(①)か一部(②)を条 例で適用することが可能

公営企業会計の特徴と適用の主なメリット

経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上

発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表(貸借対照表 (BS)、損益計算書(PL)、固定資産台帳等)を作成することにより、公営企 業の経営、資産等を正確に把握することが可能。

・より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等が可能。



・経営に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能。 ・経営の透明性が向上し、他団体との比較可能性も確保され、議会・住民のガ バナンスが向上。

弾力的な経営を行うことが可能

予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能とな り、経営の自由度が向上。



住民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化、住民サービスの向上等につながる。

出典:総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」(平成27年1月27日総財公第18号)添付資料



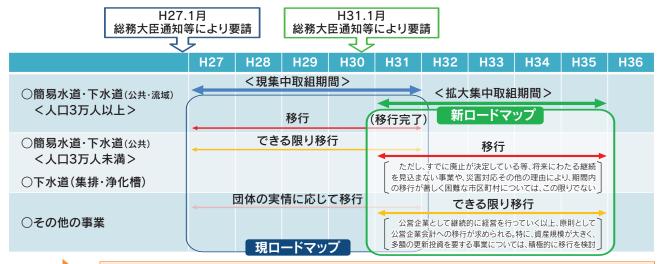
公営企業会計の適用拡大に向けた要請

平成26年8月に、「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」が総務省から示されるとともに、平成27年1月に、公営企業会計の適用の推進について、総務大臣から要請がなされました。

内容は、平成27年度から平成31年度までの5年間が集中取組期間とされ、特に下水道事業及び簡易水道 事業が重点事業として位置付けられ、人口3万人以上の団体は取組期間内に公営企業会計への移行が必要で あり、人口3万人未満の団体についてもできる限り移行することが求められています。

さらに平成30年12月に新たなロードマップが示され、平成31年1月に公営企業会計の適用の更なる推進について、総務大臣から要請がなされました。

新たな要請の内容は、平成31年度から平成35年度までを拡大集中取組期間として、人口3万人未満の団体の下水道事業及び簡易水道事業について、この期間内に公営企業会計への移行が必要とされ、重点事業以外の事業についてもできる限り移行することが求められています。



取組の推進 に向けて 新たなロードマップに基づき、小規模団体においても取組が着実に推進されるよう、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、会計適用に係るマニュアル、専門人材による人的支援、都道府県による支援体制等の充実を図る。

今後の検討 の方向性

各地方公共団体における公営企業会計適用の進捗状況を踏まえ、地方公営企業法における財務規定 等の適用範囲の拡大等、地方公営企業法の改正を含めた今後の公営企業制度のあり方について検討。

出典:総務省作成資料「公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ」

公営企業会計の適用推進に係る支援措置

公営企業会計の適用推進にあたり、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減するため、国により以下 のような支援策が講じられています。

1.マニュアル等の策定

○公営企業会計の適用に係る具体的な業務について取りまとめたマニュアルや先行団体の事例を掲載した先進事例 集、団体からの質問を取りまとめた質疑応答集を作成・公表。

2.地方財政措置

- ○公営企業会計の適用に要する経費の財源に充当するための公営企業債を措置。
- ○当該公営企業債の元利償還金に対する普通交付税措置を講じる。

一 平成31~35年度

3.アドバイザー派遣、研修の実施

- ○経営アドバイザー派遣事業を活用し、人口3万人未満の市区町村等を対象とした公営企業会計の適用に係るモデル 事業を創設。
- ○全国市町村国際文化研修所(JIAM)等において、公営企業会計の適用に関する自治体職員向けの研修を実施。



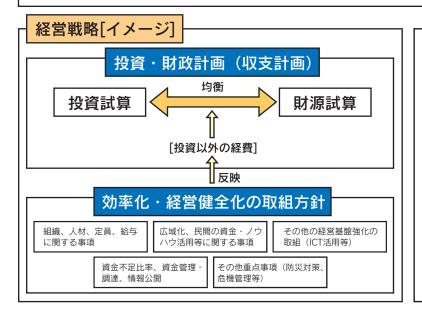
(3) 地方公営企業の「経営戦略」の策定推進について

地方公営企業については、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入 の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められます。

このような中、将来にわたってサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を全ての事業において、平成32年度までに策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むよう要請されているところです。

「経営戦略」についての基本的な考え方と構成

- ○「経営戦略」は、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。
- ○「経営戦略」は、「投資試算」(施設・設備投資の見通し)等の支出と「財源試算」(財源の見通し)を均衡させた 「投資・財政計画」(収支計画)が中心。
- ○組織効率化・人材育成、広域化、PPP/PFI等の効率化・経営健全化の取組方針を記載。



経営戦略の特徴(想定)

- ①特別会計ごとの策定を基本とすること。
- ②企業及び地域の現状と、これらの将来見通し を踏まえたものであること。
- ③計画期間は10年以上を基本とすること。
- ④計画期間中に必要な住民サービスを提供することが可能となっていること。
- ⑤「投資試算」をはじめとする支出と「財源試算」 により示される収入が均衡した形で「投資・ 財政計画」が策定されていること。
- ⑥効率化·経営健全化のための取組方針が示されていること。

出典:総務省作成資料[経営戦略策定ガイドライン]

「経営戦略」の策定に係る支援措置

「経営戦略」の策定推進にあたり、地方公共団体の事務負担や、経費負担を軽減するため、国により 以下のような支援策が講じられています。

1.ガイドラインの策定

- ○「経営戦略」に関する基本的考え方、「投資試算」及び「財源試算」の将来予測方法、経営健全化及び財源確保の具体的方策、各事業の特性を踏まえた策定上の留意点並びに「経営戦略のひな形様式」等を取りまとめた「経営戦略策定ガイドライン」を策定・公表。
- ○事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「経営戦略策定・改定マニュアル」を作成。

2.地方財政措置(平成28年度~平成32年度まで)

- ○「経営戦略」の策定に要する経費の1/2について一般会計から繰り出すこととし、一般会計繰出額の1/2について特別 交付税措置を講じる(病院事業以外)。
- 〇水道・下水道における広域化等の調査・検討に要する経費については、上限額を上乗せ(+1,500万円)し、重点的に 支援。



(4) 下水道整備推進に伴う財政負担の増

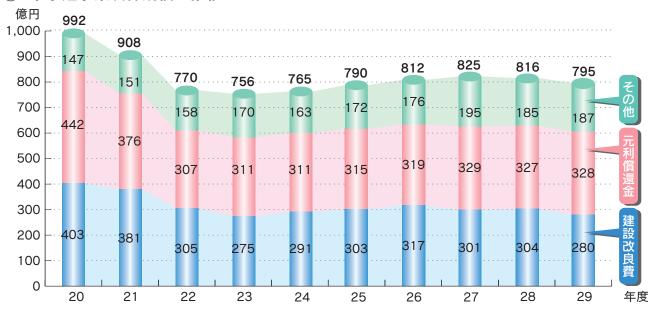
下水道普及率は年々伸びており、福岡県全体では全国水準をやや上回っていますが、政令市を除くと大きく下回っています。また、決算規模は、平成19年度以降、公的資金補償金免除繰上償還等により大きく減少しましたが、その後は国の補正予算に伴う建設改良費の増加等により微増となり、近年は減少傾向にあります。

① 下水道普及率の推移



※下水道普及率とは、下水道の整備状況を表す指標の一つで、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の処理区域内人口を総人口(住民基本台帳人口)で除したもの。

② 下水道事業決算規模の推移



(注) 政令市を除く

※「公的資金補償金免除繰上償還」

旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金(以下「公的資金」という。)の地方債を繰上 償還する際、通常は補償金を支払う必要があるが、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企 業経営健全化計画を策定し、行政改革、経営改革を行う地方団体を対象に、平成19年度から3年間で5兆円規模、平成22 年度から3年間で1.1兆円規模の公的資金の補償金を免除した繰上償還を認め、高金利の地方債の公債費負担を軽減する 措置。

